

幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース

第126号



【相談事例紹介】 光回線サービスの電話勧誘トラブルに注意!!

相談 半年前、ある光回線事業者から「毎月の通信料がお得になります」と電話があり、安くなるならと申し込んだ。しかし、先月から以前よりも高額になっていた。

回答 契約書面を確認すると、毎月の料金が安くなる条件として、相談者にとって不要な複数のオプションサービスも契約していることが分かりました。先月から高額になった理由は、オプションサービスの無料期間が先々月で終了していたためでした。

そこで事業者に連絡し、不要なサービスを解約してもらいましたが、相談者は契約内容をよく理解していなかったため、2カ月分の不要なオプション料金を支払ってしまいました。

【トラブルに遭わないために】

- 勧誘を受けたら、事業者名を必ず確認しましょう。
- 不要な場合は、きっぱりと断りましょう。
- 安くなる条件がよく分からない場合は、分かるまで説明してもらいましょう。
- その場で返事をせず、説明書面を送ってもらい、よく読んで検討しましょう。
- 契約書面が届いたらすぐに内容を確認し、キャンセルしたい場合は、速やかに申し出ましょう。
- トラブルになった場合は、すぐに消費生活センターに相談してください。



消費生活センターから

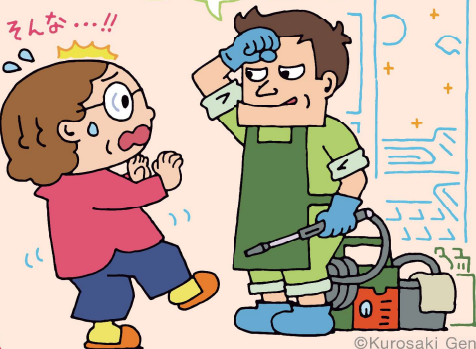
～クレジットカードの利用に当たって～

- 利用明細を定期的に確認し、身に覚えのない請求があれば、すぐにカード会社に連絡しましょう。
- フィッシング詐欺に注意し、不審なメール・SMSのリンクからカード情報を入力しないようにしましょう。
- リボ払いは、毎月の支払額が一定でも、返済が長期化して支払総額が増えることがあります。

見守り 新鮮情報

ハウス クリーニングの トラブルにご注意

風呂とトイレ洗浄の追加で
60万円です!



電話で換気扇のクリーニング(5千円)の勧誘があり、依頼した。翌日、換気扇を掃除してもらった際、換気扇フードを風呂場で洗わせてほしいと言われたので業者を風呂場に案内したら、カビ臭いと言われ、風呂場と洗面所、トイレのクリーニングも勧められ、相場がわからないまま契約してしまった。2日間の作業だったが、内容もよくわからず、約60万円と高額なので換気扇以外の契約を解約したい。(60歳代)

ひとこと助言

- 契約内容や料金について十分な検討ができないまま契約してしまった結果、トラブルにつながってしまっているケースが少なくありません。
- 事業者によってサービス内容や料金は異なるため、必ず複数社から見積もりを取り、事業者の選定は慎重に行いましょう。
- 料金や説明に納得できない場合は、きっぱりと契約を断りましょう。
- 作業当日に追加の契約を勧誘されてもその場で決めないようにしましょう。作業時はなるべく家族などに同席してもらいましょう。
- 一定の要件に該当する場合には、クーリング・オフ等が適用できる場合があります。困ったときは早めにお住まいの自治体の消費生活センター等に相談してください。(消費者ホットライン188)

引用:「見守り新鮮情報 第539号(2026年4月23日発行)」

幕別町消費生活センター(電話相談: ☎55-5800)

窓口

札内 月曜～金曜
幕別 火曜・木曜
忠類 第2・4水曜

午前9時～午後4時
※忠類: 事前予約が必要

札内コミュニティプラザ 消費生活センター
役場1階相談室
忠類コミュニティセンター

葬儀

での料金トラブルを防ぐために
気を付けたい **3** つのポイント

1

希望やイメージを考えて
情報収集を行い、
事前相談をしましょう

- ☑ 葬儀の実施日数は？
- ☑ 参列者の人数は？



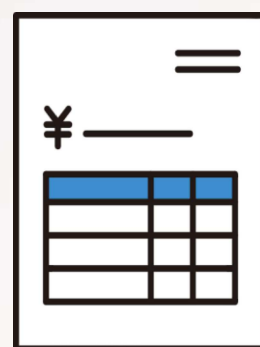
葬儀社との打合わせは
親族や第三者など
複数人で行いましょう

2

3

見積書は必ず受領し、
明細をよく確認しましょう

- ☑ 契約に含まれている項目は？
- ☑ 含まれていない項目は別料金？
- ☑ 追加サービスの内容は？料金は？



困ったときは 消費者ホットライン(188)
に相談しましょう！



独立行政法人

国民生活センター (2026年6月)